

経営基盤強化

連携法人を創設

厚労省 報告書 協働・連携は3パターン

厚生労働省は10日、「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」（座長 田中滋・埼玉県立大理事長）に報告書案を示し、委員からおおむね了承された。参加する法人が資金を貸し付けできる「社会福祉連携推進法人」の創設が柱。増大する福祉ニーズに対応できるように、社会福祉法人の経営基盤を強化する目的の新制度だが、実際にどれだけ機能するかは不透明だ。（榎戸新）

社会福祉法人の連携・協働化の整理

①社協や法人間の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・社協を中心とする複数法人間連携の推進 ・小規模法人間連携の推進や課題の把握 ・平時からの災害に備えた支援体制の構築
②社会福祉法人を中核とする連携法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格は一般社団法人。所轄庁が認定 ・参加法人の過半数は社会福祉法人。議決権の過半数は社会福祉法人 ・業務内容は福祉人材確保・育成、資金貸し付けなど。都道府県域を超えて活動可能 ・資金貸し付けは条件付きで認める ・貸し付け業務を除き、会費と業務委託費で運営 ・理事会は必置。地域関係者などによる評議会を設置 ・財務諸表の公表義務、残余財産の帰属先などは社会福祉法人と同様
③合併・事業譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・好事例の収集やガイドラインの策定 ・会計処理に関する別途検討会における整理

報告書案では、今後 ③合併・事業譲渡の社会福祉法人の連携・協働化の手法を、①理したⅡ表参照。社会福祉協議会や法人間の連携②社会福祉法人を中核とする連携法

「地域医療連携推進法」と類似の制度。計6回の検討会の議論で意見が集中したが、創設自体に反対する委員

委員のコメント

◆全国社会福祉法人経営者協議会の宮田裕司氏Ⅱ社会福祉法人の経営基盤の強化に向けた選択肢の一つとして、連携法人が提案されたことはおおむね良い。まずは社協を中心にした連携が重要。その上で必要があれば、連携法人の活用、事業譲渡や法人合併という順番で検討すべきだ。

◆全国私立保育園連盟の塚本秀一氏Ⅱ少子化や人材難の

中で、報告書の内容には一定の期待が持てる。1法人1保育園が多いため、連携法人への参加が促進されるよう、何らかのインセンティブがあると良い。整理された仕組みの中でどう取り組むか、今後は我々の問題になる。

◆キャンングローバル戦略研究所の松山幸弘氏Ⅱ連携法人は、好事例が出てくれば広がるのではない。初めから完璧なものをつくれない。貸し付けの自由度を高めること

を、見直していけばよい。社会福祉法人は、地域包括ケアにおける生活支援を担い、存在意義を示してほしい。

効果が発揮できる、というアプローチが必要になる。

一般社団法人。社会福祉法人が中核であることを担保するため、参加法人の過半数は社会福祉法人とし、議決権も過半数を社会福祉法人とする。

業務内容は、①地域共生社会の取り組み②災害対応③福祉人材確保・育成④経営の支援⑤資金の貸し付けと規定。これら以外の活動も柔軟に取り組めるようにするが、社会福祉事業はできない。資金の貸し付けについては、社会福祉法人

は収益の法人外支出が禁止されているため、所轄庁の認定を必要とする、集まった資金は他の資金と分けて管理する、といった条件をつけ、限定して認める。貸し付け上限額は、各社会福祉法人で拠点から法人本部に繰り入れが可能な範囲とする。

また、資金の貸し借りによって、社会福祉法人が破綻することがないように、今後、詳細について慎重に検討するとしていた。

厚労省は、来年の通常国会での社会福祉法改正案の提出を目指す。